

## 加古川市指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の運営主体変更取扱指針

平成 28 年 6 月 3 日

福祉部長 決定

### （趣旨）

第 1 条 この指針は、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者がサービスを提供する事業所において、事業譲渡等により当該事業所の運営主体が変更となる場合に、継続的なサービス提供を必要とする利用者の保護を図ることを目的として、事業者選定に係る簡略化した承認手続きを規定するとともに、事業者の満たすべき要件を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この指針において使用する用語は、次の各号に定める事項を除き、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 指定事業者 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。
- (2) 承継事業者 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業を事業譲渡等により指定事業者から承継する事業者をいう。

### （承認手続）

第 3 条 運営主体の変更により事業所の運営を速やかに継続することが必要である場合においては、加古川市介護保険運営協議会会長に運営主体の変更についての承認を得ることをもって加古川市介護保険運営協議会規則（平成 12 年規則第 5 号）第 6 条に規定する会議を経たこととする。

### （要件）

第 4 条 前条の承認手続を進める場合に、承継事業者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 指定を受けて 3 年以上にわたり継続して、同種の地域密着型サービス事業を行っていること。
- (2) 指定申請書類の受理日において、直近 1 年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、市町村税等の滞納がないこと。
- (3) 指定申請書類の受理日において、過去 5 年の間に役員の中に破産手続き開始決定を受け、又は禁固以上の刑に処されたものがないこと。
- (4) 指定申請書類の受理日において、会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 指定申請書類の受理日において、過去 5 年の間に、加古川市内外を問わず介護保険施

設等の整備について法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。

(6)加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（補則）

第 5 条 利用者保護の観点から真にやむを得ないと認められる場合に限り、例外的に本指針を適用せずに事業の承継を認める。例外的に本指針を適用しない場合においても、承継事業者は、本指針のうち適合していない項目については速やかな解消に努めなければならない。

附 則

この指針は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。